

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ



No.26

発行：東濃西部地域行政事務組合

## 身に覚えがない請求は架空請求の可能性が大!!

ハガキや電話、電子メールなどで「身に覚えのない料金を請求される」という架空請求の相談が増え始めたのは10年前。その時は社会問題まで発展し、官民あげての被害撲滅に向けた取り組みもあり、相談件数は徐々に減少しました。しかし、最近、再び増加し始めています。その手段も以前の手紙から、主に電子メールへと変化し、「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料」などの詳細がよくわからないコンテンツ利用料名目での請求が増えています。また、多くの場合、具体的な金額を明記せず、「裁判や訴訟になる」「退会処理が希望であれば連絡を」などと不安をあおって、請求者に連絡を取らせようとしています。絶対に相手に連絡してはいけません。



ほんと一に  
こんな相談ありました



婚活サイトに登録し、異性と出会えた。携帯のメールアドレスを交換したが、携帯を紛失したからという理由で、メール交換サイトに案内された。サイト内でメールをやり取りするには、その都度お金が掛かるが断れなかった。結果、連絡を取り続けて高額利用をしてしまった。

いわゆる出会い系サイトと言われるサイトです。異性間の感情に付け込んで高額利用させる悪質な手口です。

## 11月の相談件数

新規・継続合計 (■10件■11件)

店舗購入	■■■	30件
訪問販売	■■■■	13件
訪問購入		0件
通信販売	■■■■■	15件
連鎖販売	■■■	3件
電話勧誘	■■■■	4件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■■	3件